65 歳未満・障がいのある方

生駒市

成年後見制度の利用に係る費用助成

生駒市では、成年後見制度を利用している成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「本人」）のうち、審判請求を行った者に対する 申立費用 及び成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見人等」）に対する 報酬費用 の負担が困難である場合に、費用を助成しています。

助成利用の流れ（申立費用助成・成年後見人等の報酬費用助成　共通）

審判・審判確定	家庭裁判所が、成年後見制度の利用開始 又は 後見活動に対する報酬付与額を決定します。
↓ 申請書類の準備	交付要件を満たしていることをご確認いただいたうえで、申請書類をご用意ください。
↓ 申請書類の提出	申請窓口に事前連絡のうえ、申請書類を直接窓口にご提出ください。
↓ 審査・交付決定	申請書類の審査後、障がい福祉課から助成金交付決定（却下）通知書を申請者宛に送付します。
↓ 振込先口座の確認	助成を決定した場合は、振込先口座の確認のため必要な書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。（郵送可）
↓ 助成金の振込	ご指定の口座に助成金を振り込みます。

■申立費用助成

家庭裁判所への申立費用の負担が困難である場合に、以下の費用を助成します。

- ○ 審判開始の申立手数料（郵便切手、収入印紙の購入費用）
- ○ 診断書の作成費用 及び 鑑定費用
- ○ その他証明書（戸籍謄本、住民票の写し、登記されていないことの証明書）等の発行手数料

※申立書作成の代行謝礼、申立書提出のための交通費等は対象となりません。

※家庭裁判所から未使用郵便切手等の返還を受けた場合は、当該未使用郵便切手等の額を除いた額が助成額になります。

■成年後見人等の報酬助成

成年後見人等に対する報酬費用の負担が困難である場合に、以下の費用を助成します。

家庭裁判所が決定した報酬額のうち、以下を限度とした費用

ア　本人が施設等に入所中の場合：月額 18,000 円

イ　本人が在宅の場合　：月額 28,000 円

※家庭裁判所から報酬付与額の決定を受けた期間のうち、令和4年4月1日以降の職務に係るものが対象になります。

※申請は年度内1回まで、報酬費用の助成対象期間は2年以内です。

申立費用助成　申請方法等

1　助成対象となる方

（本人が申請する場合）申請時において、以下の(1)～(3)のすべての要件を満たしている方です。

(1)65歳未満の知的障がい者または精神障がい者で、本人が市内に居住し、かつ、生駒市の住民基本台帳に登録されていること。または、市外の施設等への入所、入居等に伴って転出した場合で、**保険者等**が生駒市になっていること。

保険者等とは

① 生駒市が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法による住所地特例を受けていること。

② 生駒市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定を受けていて、同法による居住地特例を受けていること。

③ 生駒市から生活保護法による保護を受けていること。

※ 生駒市内の施設への入所・入居により生駒市内に住所を有していても、**他市区町村の介護保険の被保険者、介護給付費等の支給決定、生活保護を受けている場合は対象になりません。**

(2)以下のいずれかに該当すること。

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていること。

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けていること。

③ 本人及び本人と生計を一にする者全員が**市町村民税非課税**であり、本人の預貯金、有価証券等及び現金化できる資産の合計額が、**30万円を下回ること**。

(3)生駒市以外の市区町村から申立費用の助成を受けていないこと。

（4親等内の親族が申請する場合）

本人が上記の内容を満たし、かつ、申立人である配偶者若しくは4親等内の親族(以下「親族等」)が市町村民税非課税者であるとき。

※ **親族等が生駒市以外に住所を有していても申請可能**です。

2　申請できる方

本人又は親族等、成年後見人等(※保佐人及び補助人は、代理権を付与された者に限ります)

3　申請書類

申請書(様式第3号)に必要書類(4ページ記載)を添付して、障がい福祉課窓口にご提出ください。

※申請前に障がい福祉課までご連絡ください。

※その他、必要な書類がある場合は、個別にご連絡します。

※申請に必要な様式は窓口又はホームページから取得できます。

4　申請期限

後見開始の審判確定日から**3か月以内**に申請してください。

例えば、 後見開始の審判があった日が令和5年1月1日の場合　　申請期限：令和5年3月31日

令和　4年												令和　5年					
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
								後見開始の審判			1/1				申請期限 3/31		

報酬費用助成　申請方法等

1　助成対象となる方

申請時において、以下の(1)～(4)のすべての要件を満たしている方です。

(1)65歳未満の知的障がい者または精神障がい者で、本人が市内に居住し、かつ、生駒市の住民基本台帳に登録されていること。または、市外の施設等への入所、入居等に伴って転出した場合で、**保険者等**が生駒市になっていること。

保険者等とは

① 生駒市が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法による住所地特例を受けていること。

② 生駒市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定を受けていて、同法による居住地特例を受けていること。

③ 生駒市から生活保護法による保護を受けていること。

※ 生駒市内の施設への入所・入居により生駒市内に住所を有していても、**他市区町村の介護保険の被保険者、介護給付費等の支給決定、生活保護を受けている場合は対象になりません。**

(2)以下のいずれかに該当すること。

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていること。

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けていること。

③ 本人及び本人と生計を一にする者全員が**市町村民税非課税**であり、本人の預貯金、有価証券等及び現金化できる資産の合計額が、**報酬費用に30万円を加えた額を下回ること**。

(3)成年後見人等が**配偶者もしくは4親等内の親族ではないこと。**

(4)生駒市以外の市区町村から報酬費用の助成を受けていないこと。

2　申請できる方

本人又は成年後見人等(※保佐人及び補助人は、代理権を付与された者に限ります)

※助成を受ける前に本人が死亡した場合は、成年後見人等が申請することができます。

3　申請書類

申請書(様式第3号)に必要書類(4ページ記載)を添付して、障がい福祉課窓口にご提出ください。

※申請前に障がい福祉課までご連絡ください。

※その他、必要な書類がある場合は、個別にご連絡します。

※申請に必要な様式は窓口又はホームページから取得できます。

4　申請期限

報酬付与の審判日から**3か月以内**に申請してください。

5　報酬費用の助成対象期間

家庭裁判所が決定した報酬対象期間中、**令和4年4月1日以降**の職務が報酬対象になります。

例えば、 報酬付与の審判があった日が**令和５年１月１日**の場合　　申請期限：**令和５年３月３１日**

家庭裁判所の報酬付与対象期間　**令和３年1月１日～令和４年１２月３１日**　生駒市の報酬助成対象期間：**令和４年４月１日～令和４年１２月３１日**

申　請　書　類　一　覧

申立費用助成	生活保護受給者	中国残留邦人等支援給付受給者	非課税世帯
後見開始等の審判書謄本の写し	□	□	□
登記事項証明書の写し	□	□	□
（1）生活保護受給証明書	□	－	－
（2）中国残留邦人等に関する支援給付受給証明書	－	□	－
（3）市町村民税非課税証明書（注1）	－	－	□
申立費用の領収書	□	□	□
鑑定費用の保管金受領証書の写し	□	□	□
未使用郵便切手返還書の写し	□	□	□
家庭裁判所に提出した財産目録の写し	□	□	□
成年被後見人等の預金通帳の写し等	□	□	□
介護保険被保険者証又は障がい福祉サービス受給者証の写し（有効期限内のもの）	－	－	□

報酬費用助成	生活保護受給者	中国残留邦人等支援給付受給者	非課税世帯
後見開始等の審判書謄本の写し（注2）	□	□	□
登記事項証明書の写し　　（注2）	□	□	□
報酬付与審判書謄本の写し	□	□	□
報酬付与審判申立書類一式の写し	□	□	□
（1）生活保護受給証明書	□	－	－
（2）中国残留邦人等に関する支援給付受給証明書	－	□	－
（3）市町村民税非課税証明書（注1）	－	－	□
家庭裁判所に提出した財産目録の写し	－	－	□
成年被後見人等の預金通帳の写し等	－	－	□
介護保険被保険者証又は障がい福祉サービス受給者証の写し（有効期限内のもの）	－	－	□

注1）市町村民税非課税証明書は、生駒市で課税状況を確認できるときは、省略できる場合があります。

注2）申立費用助成をされた方が報酬費用助成を申請される場合は、重複する書類の提出は不要です。

注3）成年被後見人等の死亡後の報酬費用助成については、別途死亡が確認できる書類の写しが必要です。

注4）その他必要な書類がある場合は、別途提出を依頼することがあります。

注5）市長申立により選任された成年後見人等の申立費用助成については、上記と異なります。詳しくは**障がい福祉課**にお問い合わせください。

注6）65 歳以上の方に関する成年後見制度等についてのご質問は**地域共生社会推進課**までお問い合わせください。

申請（担当）窓口　**生駒市役所　障がい福祉課　支援係（1階 9 番窓口）**
〒630-0288　奈良県生駒市東新町8番38号
TEL：0743－74－1111（内線7271）
FAX：0743－74－1600